

別表第 1

工場、店舗等周辺区域に係る建築物等の用途一覧

区域		建築できる建築物等の用途
1	寺内ランプ 周辺西側商 工観光区域	<p>市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるものを除く。以下2の項において同じ。）</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの（法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下2の項において同じ。）</p> <p>(3) 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。以下2の項において同じ。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
2	寺内ランプ 周辺東側商 工観光区域	<p>市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工場</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>